

## 平成28年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

平成28年 2月18日（木曜日）

開 会 午後 2時15分

閉 会 午後 5時13分

---

### ○会議に付した事件

1. インターネット公売訴訟の判決結果報告について
  2. 第3期白老町環境基本計画素案について
  3. 教育推進基本計画・教育大綱（案）について
  4. ふるさと体験館「森野」設置条例の廃止について
- 

### ○出席委員（7名）

委員長	小西秀延君	副委員長	及川保君
委員	前田博之君	委員	大淵紀夫君
委員	吉田和子君	委員	吉谷一孝君
委員	西田祐子君		

---

### ○欠席委員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	大黒克己君
総務課危機管理室長	小関雄司君
税務課長	南光男君
生活環境課長	山本康正君
学校教育課長	高尾利弘君
生涯学習課長	武永真君
子ども課長	下河勇生君
総務課主幹	伊藤信幸君
税務課主幹	小林繁樹君
生活環境課主査	上田幹博君
生活環境課主任	合田静江君

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主査	増田宏仁君

---

## ◎開会の宣言

○委員長（小西秀延君） ただいまより総務文教常任委員会協議会を開催したいと思います。

（午後 2時15分）

---

○委員長（小西秀延君） 本日の協議事項、時間にもよりますが4点あります。時間の進行次第で後日という可能性もありますが、1番から進めさせていただきたいと思います。まずはインターネット公売訴訟の判決結果報告について担当課よりご説明を願いたいと思います。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 午前中からお疲れさまでございます。時間をいただきまして、インターネット公売にかかる損害賠償請求訴訟の判決が出ましたので、結果をご報告申し上げたいと思います。

訴訟の結果につきましては、昨年7月に総務文教常任委員会協議会におきましてご説明を申し上げた次第でございますが、去る12月25日最終弁論が終決しまして、2月12日にさいたま地方裁判所川越支部において原告の訴えを棄却する旨の判決が言い渡されたところでございます。本日の時点では裁判所からの判決書がまだ届いていないことから、裁判の主文のご報告と今までの対応経過を中心にご説明をさせていただきたいと思います。それではお手元の資料に基づきまして担当のほうからご説明申し上げます。

○委員長（小西秀延君） 伊藤主幹。

○総務課主幹（伊藤信幸君） 私のほうから資料に基づきまして判決結果等についてご説明をいたします。まず1番目の判決の結果でございますが、原告の訴えがいずれも棄却されました。本町の完全勝訴ということでございます。この判決につきましては、今ご説明ありましたとおり、本年2月12日さいたま地裁において下されまして、当日本町の代理人でございます佐々木総合法律事務所が、さいたま地裁へ電話により確認したものでございます。

次に2番目の事件の概要についてでございますが、お手元の資料のとおりでございまして、昨年7月にご説明申し上げましたので詳細につきましては省略させていただきますが、本町が差し押さえた不動産物件について、インターネット公売を行ったところ、最高額で落札し新たに所有者となった者が「落札後に想定を越える大量の残置物の存在がわかった」とのことで、事実不告知及び瑕疵担保責任によりまして本町を被告とし損害賠償を求めた訴訟でございます。

次に3番目の町の考え方と対応経過でございますが、本町としましてはオークションガイドライン等による注意喚起、本人に対する残置物の存在を事前に説明しておりまして、落札者につきましてはそれらを認識・合意した上で本物件を落札したことから、損害賠償請求をされる理由はないとの考えで、佐々木総合法律事務所（札幌市）と委任契約を締結いたしまして応訴することといたしました。対応経過につきましては2ページに記載のとおりでございますが、今回の裁判につきましては、計3回の口頭弁論の後、去る2月12日にさいたま地裁川越支部において判決言い渡しが行われたものでございます。先ほども申しましたとおり判決書につきましては裁判所から届いてございませんので、両者の主張に対する裁判所の評価につきましては不明でございますが、いずれにしまし

でも本町がオークションガイドラインにのっとった適切な対応を行っていること、原告は事実を認識し合意した上での落札したことから損害賠償請求される理由はないとの本町の主張が全面的に認められたものであると認識してございます。最後になります、今回の裁判に要した費用でございますが、佐々木法律事務所を訴訟代理人としまして委任契約を締結しておりますことから、着手金としまして16万2,000円、報酬金として25万9,200円、裁判所出廷旅費等諸経費21万8,242円、合計63万9,442円となります。このうち昨年7月に着手金16万2,000円を支払い済みですので今回47万7,442円を委託料として支払うことになってございます。こちらの財源措置でございますが、昨年7月に補正予算措置をさせていただきました証人出廷旅費の未執行分のほか、その他一般管理経費の執行残の活用によりまして対応可能でありますことから、予算流用の対応をして支出をさせていただきたいと存じます。以上でご説明を終わらせていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 　ただいま担当課より説明が終わりました。質疑のあります方はどうぞ。及川副委員長。

○副委員長（及川 保君） 　インターネットの部分なのですが、棄却の判決が出たということで、とりあえずよかったと思うのですが、相手が控訴すると状況が変わってしまうのか、そのことがあり得るのか、それ1点だけ。

○委員長（小西秀延君） 　伊藤主幹。

○総務課主幹（伊藤信幸君） 　ただいまのご質問でございますが、原告がこの判決に不服であると控訴するとした場合なのですが、民事訴訟法に基づきまして、判決を受け取った日から2週間以内に上級裁判所に控訴できる決まりになってございます。その日にちで見えていきますと今月26日あたりがその期日かなというところで、もし相手方が控訴したときにつきましては、仮に訴えられたとしましたら、こちらも仮に受けて立つとなればまた同じように代理人と委任契約をした中で、弁護士先生のお手伝いをいただきながら対応していく必要があるのかなと思ってございます。

○委員長（小西秀延君） 　ほかご質問ございますか。棄却ということで見込みとしたらどうなのですか。控訴はあり得るといのは低いのかと私は思うのですが、町として見込みか何かあるようでしたら。

伊藤主幹。

○総務課主幹（伊藤信幸君） 　相手がどのような対応をしてくるのかというところははっきりわからない部分ではございますが、今まで町としましては担当弁護士に代理として今回の訴訟に携わっていただいておりますが、その中で相手方原告の方との書面等のやり取りですとかそういった経過を見ていく中で、一貫して相手方も自分の主張を貫いていらっしゃるという状況ですから、もしかすると控訴してくる可能性は高いのかなというふうに思っております。

○委員長（小西秀延君） 　吉田委員どうぞ。

○委員（吉田和子君） 　単純な記憶なのですが、裁判をしたときに勝訴したほうが裁判費用は全部戻ってくるという感覚がどこかにあったのですが、この場合弁護士費用が63万9,000円、また再度されたらこのくらいかかるのか、向こうの請求している金額より多くなるわけですが費用は勝訴した場合戻ってこないものですか。教えて下さい。

○委員長（小西秀延君） 　伊藤主幹。

○総務課主幹（伊藤信幸君） 一般的にいう訴訟費用が原告の負担ですとか、被告の負担という言葉をよく耳にしますが、こちらの訴訟費用といいますのは、基本的には裁判所に納める印紙代などを訴訟費用と呼んでいるようでございまして、今回の訴訟に関しましては、相手方が訴えをする際に裁判所のほうに原告が仮払いをしておりますので、その結果今回原告が負けておりますから、原告が負担したものは確定するということになりまして、弁護士にかかった費用は一般的に訴訟費用にはあたってこないということになりますので、弁護士費用が戻ってくるということではないということでございます。

○委員長（小西秀延君） ほかございますか。吉谷委員どうぞ。

○委員（吉谷一孝君） 考え方なのですが、訴訟費用というのは今のことで十分理解できたのですが、この支払われる弁護士費用というのは血税なわけですよ。正当な形で今回訴訟されたことに対して、瑕疵がなかったという判断を受けた中で発生した部分のことなのです。仮に相手方がもう一度控訴するということになれば、町民の負担がこのことによって生じると、そのことに対して弁償というようなことは行政としては考えていないのか。その点お伺いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 伊藤主幹。

○総務課主幹（伊藤信幸君） 吉谷委員がおっしゃられた部分の話なのですが、確かに今回かかる費用は税金を使った形になると思います。インターネット公売につきましては、全国自治体が実施している滞納処分の1つでございまして、このような訴訟事例というのは今回の状況としては判例がないような状況でございまして、ほかの自治体においても注目をしている部分かなと思っておりますし、先ほどもお話しさせていただいたとおり、原告側の態度などを考えていくと、仮にこちらが損害賠償を提起したときに、相手方と相当こじれていく可能性があるのかなと認識してございまして、あくまでもこちらとしては、今回の行った公売につきましては正当性を訴え続けていくという姿勢を崩してはいけないのかなと思っております。

○委員長（小西秀延君） ほかございますか。西田委員。

○委員（西田祐子君） この公売で買われた埼玉の方、今土地と建物はどのような形になっているのですか。入札してもう手続き完了したとなっておりますけれども、今現在どのような状況になっていて、持ち主の方はどのようなふうにされようというお考えなのでしょうか。裁判が長引いたらどのようなようになっていくのか、その辺教えて下さい。

○委員長（小西秀延君） 南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 公売で最高落札者ということで、埼玉の方に町のほうで囑託で所有権移転してございまして、今埼玉の方が所有している形に至っております。訴訟結果に基づいて固定資産税もかかりますので、それに基づいて固定資産税も今後納付してもらうような形になるのですが、まだ公売したときの状態でそのままになっております。この裁判の結果に基づいて埼玉の方がどういうふうに整理していくのか何とも言えないところでございまして。

○委員長（小西秀延君） ほかありますか。岡村事務局長どうぞ。

○事務局長（岡村幸男君） 今回の事例で、町側のほうとしてネット公売のガイドラインの中でやっているのかもしれませんが、改めてこういう事例があったと訴えられるようなところまでいったという中で何か改善されたとか今後こういう形でやっとうと、今の段階ですでにやったというこ

と、もう考えているということはあるのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 今回、正当にインターネット公売で滞納処分をしたということなのですけれど、こういう状態でこういうふうに訴訟があったということで、今後滞納処分するときの、例えばインターネット公売で行うとしても、その辺、今回のようなことがあるので、細心の注意をはらいながら取り組んでいかなければならないかと思っております。

○委員長（小西秀延君） ほかがございますか。ないようであれば以上説明そして質疑を終了させていただきたいと思っております。これでインターネット公売訴訟判決結果報告については終了とさせていただきます。お疲れさまでございます。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩といたします。

休 憩 午後 2時31分

---

再 開 午後 2時33分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続きまして第2番目、第3期白老町環境基本計画素案について担当課より説明を求めます。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 白老町環境基本計画第3期（案）の説明に入らせていただきます。今回の説明と意見をいただく機会をいただきありがとうございます。資料の確認をさせていただきたいのですが、2つお手元についているかと思いますが、白老町環境基本計画第3期（案）ということで、かなり分厚い101ページからなるものと概要版と2つお渡ししているかと思いますが、きょうは概要版ではなくて101ページの厚いほうのもので説明をさせていただきたいと考えています。概要版では全て内容をお伝えできない部分がございますから、端折って説明はさせていただきますので、ちょっと長丁場になりますがご了承いただきたいと思っております。それでは私のほうから今回の計画策定の背景と経緯、それから位置づけ、計画期間などを説明させていただいて、その後上田主査のほうから内容の個別目標、施策について説明させていただきます。

本計画案でございますが、白老町環境審議会の議論を経まして、その取りまとめた後に昨年12月25日から本年1月29日までの間でパブリックコメントを実施しております。皆さんからいただいた1件ご意見いただいたのですが、それを反映した後に今回本委員会に提出させていただいております。それでは1ページ目をお開きいただきますでしょうか。こちらは「しらおい環境のまち宣言」ということで平成16年10月17日に宣言した、環境のまち宣言をこちらに載せてございます。それから2ページ目、今回の策定計画にあたりまして戸田町長のあいさつということで載せてございます。3ページ目をお開きください。こちらは目次ということで本計画の構成を載せてございます。本計画は第1部の基本計画編、第2部実施編、第3部資料編ということで3部構成となっております。章立てとしては第7章までになってございまして全部で101ページからなる計画でございます。

続きまして5、6ページ第1章はじめにということで1-1環境問題の背景ということで本計画に策定する上でふれなければいけない環境問題の背景についてこちらは記載しております。ご案内のとおり、地球規模で今問題になっております中国のPM2.5の問題ですとか、東日本の関係で放射

能漏れの関係ですとかそういったものを載せてございます。それを受けまして国のほうでも第4次環境基本計画をつくっておりますので、それについてもこちらのほうで記載をしております、実際、国のほうでは「低炭素」「循環」「自然共生」というものを掲げて9つの実現すべき施策を優先的に掲げておるということをこちらに記載をしております。

次のページ7ページをごらんください。ここでは第3期の基本計画となっておりますが1期から2期についての内容について記載をしています。当然3期という計画ということになりますので1期、2期受けた形で踏襲する形で基本的には今回の計画はつくっておりますが、先ほど申し上げました中国のPM2.5の問題ですとかいろいろ新しいトピックスといいますか、新しい事項に対応できるように、その辺の改定を加えながら今回の第3期計画をつくっております。8ページ真ん中より下に表をつくってございますが、こちらは平成5年から平成28年のことしまでの国、北海道、白老町の環境に関する計画について、どのような計画がつけられているか時系列で載せております。

次のページ9ページをごらんください。計画の位置づけとなっております。白老町の環境基本計画は、ご存じのとおり平成16年9月に「白老環境基本条例」を制定しておりますが、それに基づいて策定をしております。その条例の中には、どういった計画をつくるかということで白老町の基本的環境に対する考え方というものが載っております、それに基づきまして今回の計画はつくっております。内容といたしましては、環境の保全と創造は人と自然の共生を基本とする。環境の負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくるために町、事業者と町民がそれぞれの責任と義務を自覚して自主的かつ積極的に取り組まなくてはならない、という条文の条項がございますので、当然それを受けてつくる計画につきましても、環境全般に対しての取り組みを目指すべき環境像を目標を示して、町民、事業者、行政がそれぞれ責任を持った形でやるべき、取り組むべき内容を明確にした形で計画をつくってございます。まさに環境のマスタープランという形の位置づけになってございます。それから10ページ目ごらんいただければ真ん中のところに概念図という形で今申し上げたとおりのことを図化した形で載せてございます。真ん中の左側のほうに環境基本条例があって、今回の白老町環境基本計画があり、当然第5次白老町総合計画との整合性を図りながら白老の環境宣言が包括する形、包含する形でございまして、国や道の計画と関連をもって今回の計画はつけられているという概念図で表してございます。

次11ページごらんいただければと思います。2-2計画の対象ということになります。当然環境基本計画ですので環境についての計画になります。環境といってもいろいろございまして自然環境、教育環境いろんな言葉をつけることで環境というのはかなり広い部分になってきますので5項目を今回の基本計画の対象としております。まず1つ目が地球環境、地球温暖化、資源・エネルギー対策などについて対象としております。それから循環環境ということで、ごみの適正化と発生抑制それから資源循環ということ。それから自然環境ということでみどり、上下水道、水環境、生態系、生物多様性などを扱っております。それから生活環境、景観、大気、水質、騒音、振動、悪臭、災害対策などを考えてございます。最後、環境教育ということで環境教育、環境情報、団体・事業活動、それともう1つ忘れてならない歴史・文化ということについても広く環境ということで歴史・文化についてもこちらのほうの環境基本計画の中での対象としてございます。

次に(2)の対象地域としましては、白老町の行政区域全体、白老町全体を対象区域としており

ます。地形、流域、生態系などそれぞれ違いますので、それに合わせた形で全体として対象にしていますけど、そういったことも考慮しながら、地形などを考慮しながら対象とすると、計画の地域対象としているところがございます。12ページ目2-3計画の期間となります。こちらにつきましては、環境という項目といたしますか、ある程度長期的な視野に立って実現しなければいけないということがありますので、平成28年からおおむね10年間を計画期間としております。先ほども申し上げたとおり、目先の事象に捉われないように長期的な視野で施策等の実現していくということで10年間とさせていただいておりますが、ただ、社会情勢の変化等考慮しながら5年で見直しという形で全体で10年間、その5年の見直しということで考えてございます。こちら計画期間のイメージ図で真ん中のほうに図で示させていただいております。以上が私のほうで粗々ですけど計画の期間までご説明させていただいております。この後、上田主査のほうから計画の実際の中身についてご説明させていただきます。

○委員長（小西秀延君） 上田主査。

○生活環境課主査（上田幹博君） 私のほうから、2-4しらおいの環境の現状と課題ということで13ページから説明させていただきます。ここ数年白老町では大きな環境破壊となる公害は見受けられておりませんが、これからも環境の保全と向上についての取り組みを強めていかなければなりません。ここではまちの環境の現状の課題について整理いたします。本題に入る前に14ページで白老町の概況（1）位置、地勢、気候について説明しております。それでは15ページ2、白老町の環境を取り巻く現状に入りたいと思います。1つ目として地球温暖化対策とエネルギー資源対策ですが（1）地球温暖化については3つの対策が必要であります。①地球温暖化におきましては平成24年度の道民1人当たりの温室効果ガス排出量は、全国1人当たりの量と比較しまして約1.3倍となっており、早急な対応が求められていることから、本町におきましても町民、事業者、行政が協力し、今まで以上に地球温暖化防止に向け「できること」からこつこつと計画的に取り組むことが必要です。②オゾン層の破壊については、フロンが大気中に放出されるのが原因でありますから、今後も家電・自動車リサイクル法など適正処理の啓発をしっかりと行い、地球環境の悪化につながることへの周知や理解を深めることが必要であります。③酸性雨です。国際的な環境問題になっています。本町においても、酸性雨の観測においては国や北海道の調査結果の収集に努め、主要な発生源である工場・事業者や自動車対策の推進を図り、身近なものから取り組む環境づくりを検討していくことが必要であります。17ページをお開きください。（2）エネルギーの有効活用ですが、2つを取り上げてございます。①資源エネルギーですが、白老町は観光資源として温泉が広く活用されております。浴用のほかエネルギー資源として家庭や花卉栽培の暖房用にも有効活用されております。排水の面においては、現在のところ河川の水質基準を超過してございませんが、定期的な調査と生活排水対策としての検討が必要です。②地域エネルギーでございます。平成11年度に「地域新エネルギービジョン」を策定していますが、本町における新エネルギーの賦存状況や導入の可能性など具体的なプロジェクトを整理する必要があります。省エネルギーの取り組みに加え風力・太陽光・温泉等の再生可能エネルギー利活用が必要です。（3）地産地消と地球温暖化のかかわりでございます。白老は海の幸、山の幸に恵まれ食材王国として地産地消を推進しております。地元で生産し、消費することは、きれいな環境を維持することにもつながりますので、地球温暖化防止にも役

に立つことになると思っております。

続きまして18ページのほうに進みます。2つ目の廃棄物処理と資源の循環利用の促進に移ります。

(1) 廃棄物処理については3つに区分しております。①一般廃棄物ですけれど、白老町の一般廃棄物処理の排出量は、平成12年度のごみの有料化以降、全体では減少傾向であります。家庭ごみについては近年ほぼ横ばいの状況で推移しております。また不法投棄ごみの回収量は、近年減少傾向であります。今後も継続的なパトロールや監視が必要でございます。②一般廃棄物(し尿処理)です。下水施設の処理に加えまして浄化槽の普及促進に努めております。し尿の受け入れ量は近年減少傾向にあり、脱水汚泥は燃料化及び肥料化して有効利用されております。現在のし尿処理施設は築後40年以上経過しております。老朽化が著しく早急に更新する必要があります。③産業廃棄物でございます。排出事業者が自己処理または委託により適正に処分することが廃棄物処理法で定められております。町内においても各種類の最終処分場が稼働しております。指導要綱に基づき各事業者と公害防止協定を結ぶなど適正な処理の確保に努めていきます。

次のページ19ページになります。(2) 資源循環の利用促進に進みます。①リサイクルということで、白老町では全町内会を含めた各団体が白老町3R推進協議会に登録し、リサイクル推進、古紙回収などの活動を行っております。またコンポスト購入費の助成金を実施しております。これまで廃棄物は全てごみとして処理されてきましたが、循環型社会の形成推進のためにリサイクル型の産業がもっと必要になるかと思えます。また、町内では第1次産業から発生するふん尿堆肥化の取り組みや魚介残渣・鶏ふんを利用した肥料工場も稼働しており、今後は排出される廃棄物の有効利用についても産業化していく必要があります。

次のページ20ページ3、自然環境保全への課題に移ります。(1) 自然環境(みどり)につきましては6つの項目を取り上げております。①森林についてですが、まちの総面積8割は森林を占めており、多くのみどりに恵まれた環境にあり、整備を推進しております。国有林との兼ね合いもあり国と連携協力した森林の保全に努めなければいけません。また、地区によっては山地災害防止機能の整備も必要です。特にポロト湖周辺の自然林については、町民の憩いの場となっていることから今後も保全していかなければなりません。なお、林業従事者はここ30年で大幅に減少しております。森林の保全を担う人材の確保と育成が必要です。②農地でございます。白老町の農業は牛・馬・鶏による畜産が主体で、農地の多くは牧草地として利用しています。自然環境の面からも優れた機能を有している農地の保全に努めることは大切です。近年の農家戸数・耕地面積は減少傾向にあり、農業経営者の確保や農地の維持管理が課題といえます。③自然公園地域でございますが、白老町の北部山岳地帯は、自然公園法に基づく支笏洞爺国立公園に指定され、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進が図られております。

次のページになります。21ページです。④自然環境保全地域でございます。町内には自然保護法に基づく各保全地域等の指定はありませんが、ヨコスト湿原を含めた15ヶ所が指定されております。「身近な自然地域」には貴重な自然が残っている場所があり、今後も保全をすることが必要です。⑤公園・緑地ですが、白老の公園については「白老町都市計画マスタープラン」において緑地の保全、緑化の推進をしております。これまで治水対策に主眼をおいた整備が中心でしたが、近年親水ニーズの高まりと水辺環境の進展が求められております。また公園緑化においては、ここ10年大



な変化は見られませんが、市街化区域はわずかに減少傾向です。町内では、花とみどりの会を中心にまちを花で飾る活動が進められるとともに各団体の花壇整備も実施され、まちに彩りを与えてくれております。⑥街路樹に進みます。白老町では街路樹の整備を計画的に進めています。町道にはナナカマド、クロマツなどを植樹しています。行政と住民が街路樹の機能と役割について理解を深め、維持・管理などで協力し合う環境づくりへの対策が必要でございます。

続きまして（２）自然環境（生物多様性）についてでございます。22ページであります。ここについては5項目ございます。①自然環境調査でございますが、町内にはさまざまな野生生物や植物が生息・生育しております。過去の調査結果として白老町の動物の目録が報告されており、これまでの期間においても環境関係団体による町内各資源の調査が行われております。近年では、ヨコスタ湿原の保全調査が実施され希少生物が複数確認されております。今後も町内関係団体と連携を図りながら、調査結果をデータベース化し、継続して自然環境の調査を実施していくことが必要です。②町内に生息する希少生物です。白老町内には鳥類で「オジロワシ」など植物では「メハジキ」など、絶滅危惧種として北海道レッドデータブックに搭載されている種が複数確認されております。昆虫においても「オオアオイトンボ」など希少種に搭載されている珍しいトンボも確認されております。このほか「シラオイエンレイソウ」「シラオイハコベ」といった「シラオイ」の地名がついた植物が生育しております。③アイヌ文化の伝承活動に必要な動植物ですが、平成15年度にアイヌ文化振興・研究推進機構が18種の動物と81種の植物の調査を行っております。今後も動植物の保全保護が必要とされています。

次のページ23ページをお開きください。④有害鳥獣・害虫駆除です。白老町では毎年有害鳥獣・害虫駆除を行っております。カラス、キツネともに有害鳥獣駆除員による駆除が行われておりますが、要望件数は増加傾向です。エゾシカについては、毎年秋口に北海道と猟友会が連携して夜間時における頭数調査を実施しております。個体数は年々増加傾向にあり、農業被害防止のため猟友会等による駆除が行われております。特定外来種のアライグマにおいても年間約180頭の駆除実施しております。北海道の計画に基づき、完全排除に向け今後も連携協力が必要です。スズメバチは夏季中心に年間100件以上の駆除要望がありまして、町職員で駆除を実施しております。⑤鳥獣保護に進みます。町内では、鳥獣の保護等に関する法律に基づき、森林鳥獣生息地とする鳥獣保護区を北海道が指定しております。疾病鳥獣などの保護については、鳥獣保護員との連携を図り実施しております。（３）自然に親しむ意識の向上と機会づくりの必要性ですが、この豊かな自然をみんなの財産として共有していかなければなりません。町民一人ひとりが自然を見て感じることもできる、ふれあいの機会を多くつくっていくことが重要です。24ページに進みます。4つ目の公害への課題でございます。（１）公害の監視体制として6つについて整理しております。①大気汚染です。白老町には北海道が設置している大気汚染観測局が設置されており、二酸化硫黄等の物質を測定しております。この10年間で浮遊粒子状物質のみ基準を超過した年度があり「黄砂」の影響と思われます。中国での大気汚染問題PM2.5もあり警戒が必要でございます。②騒音・振動に移ります。この2つの問題においては町内では大きな公害に発展するものは発生しておりません。環境自動車騒音測定のほか、公害防止協定を結ぶ事業所を対象に定期的な測定を実施しております。結果はおおむね基準以下であります。国道36号沿道の交通測定では毎年わずかに要請限度を超過しておりますので、

今後も定期的な監視が必要です。生活騒音に関する苦情も何件かありますが、原因を追究し指導を行うなど防止について早期対応を心がけております。③悪臭においては、公害防止協定に基づく事業所からの測定報告のほか、町内の5事業所を対象に実施し監視を行っており、この10年間ではおおむね環境基準以下の測定結果となっておりますが、風向き等もあります基準をわずかに超えた事業所もあるので、今後も定期的な調査をしまいたします。25ページになります。④水質汚濁についてでございます。北海道と連携し公共用水域の調査を実施しているほか、河川・湖沼等においても測定を実施しております。過去には白老川下流と倶多楽湖の濃度が良好で全国1位になり水資源に恵まれたまちです。ここ10年大きな基準超過はありませんが、年々水質が悪化している水域も見受けられるので、今後も定期的な調査と情報収集が必要であります。⑤地下水対策においては竹浦飛生地区を中心に井戸水（原水）調査を実施しております。今後も安全な飲用水の確保のため、地下水の調査と適正な対応をしていくことといたします。⑥ゴルフ場排水についてです。要綱に基づき事業者からの定期報告、また、町においても水質調査による監視を行っております。ここ10年排出基準を超えた項目はございません。(2) 公害に関する法律。北海道条例の指定の状況においては、公害に対する規制地域の指定を受けておりますので、今後も企業の進出がある場合や、生活環境の変化によって規制範囲の見直しが必要になる場合があります。

次のページ26ページの都市環境への課題に移ります。(1) 上下水道の整備については3点ございます。①上下水道の整備ですが、昭和42年の事業開始以降、森野・飛生地区以外全ての地域で給水が可能となっております。水源である河川、湖の水質保全のため、今後も水源周辺の環境保全が必要です。②下水道の整備についてですが、普及し始めた時期が早く水洗化率は91.87%となっております。しかし、し尿処理施設が老朽化しており、改修工事施工において財源の確保が大きな課題となっております。③合併浄化槽の利用促進に移ります。下水道の未整備地区での生活排水の処理には浄化槽による方法があります。衛生的な生活環境を実現するため、また水環境を守るためにも合併浄化槽の普及促進は不可欠です。利用者に対し維持管理啓発を適切に行うことも重要になります。

(2) 都市環境景観の整備とのかかわりですが、「景観法」に基づき関連条例と整合性を図りながらまちの環境づくりを推進していく必要があります。不良環境の改善はもちろんのこと、環境パトロール等により実態を把握することが大切です。特に廃屋対策については、平成27年5月に「特別措置法」が全面施行され、町内の空き家や廃屋等の適正管理に向けたさらなる取り組みが必要です。27ページになります。6つ目の環境教育への課題に移ります。(1) 環境教育を巡る状況でございます。環境教育にかかわる法律と基本方針を国が策定しまして、これに基づき市町村が基本方針、計画等を作成し公表する立場におかれ、推進措置を講ずるよう努めることとなり、さまざまな職場で環境教育が浸透しております。②白老町の環境教育の現状でございます。町内ではさまざまな環境教育に関する取り組みが行われています。小中学校においては、環境を学ぶ総合的な学習カリキュラムが生まれ、家庭や地域の連携と理解を深め実践している例もございます。白老町でも関係機関による環境セミナーの開催や夏の川塾の実施など学ぶ機会を設けておりますが、全ての町民に浸透しているわけではございません。各地域において環境に関する知識を伝えていくリーダーを育成していくことも必要です。③28ページであります環境の情報提供です。広報紙やホームページを通じて環境情報を発信しておりますが、環境の範囲、問題解決、団体独自の取り組みも多様化して

いることから、より速い環境情報を提供することが必要です。④環境関係団体の取り組みです。町内には数多くの団体が環境に関する取り組みを行っております。清掃・リサイクル活動・花壇整備など自然環境に取り組む団体も増加しております。町としてはこれらの団体と連携を図り地域の課題解決に向けた活動を支援していく必要があります。白老の環境について人・組織・情報のネットワーク化を推進し機能していければと思います。⑤事業所の取り組みでございます。町内の事業所においても、さまざまな取り組みを行っております。地域の清掃活動や花壇づくりへの参加、環境に関する取り組みを計画的に進めている事業所もあり、環境に対する意識の向上に努めております。最後に環境と経済でございます。一般的には環境と経済は対立するものと考えられていました。公害関係法の改正やリサイクルの関連法施行されるに至り、環境と経済は次第に変化していきます。太陽光発電など新たなエネルギーの利用促進や、持続可能な社会を築くために環境問題の解決を目的とした環境産業や環境ビジネスの重要性が高まっています。第2章は以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時 3分

---

再 開 午後 3時15分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 29ページの第3章、基本構想からご説明させていただきます。今ご説明した基本事項を受けまして、これから白老町が目指す環境像は一体何なのかというところで、第2期の計画でも「人と自然が共生できる循環型社会を目指す町—しらおい」を掲げましたが、もっと平易な形でわかりやすい言葉で「自然と共に生き地球を大切にすまち しらおい」という共生という多文化共生ではないですけど、その部分を意識した言葉にかえさせていただいております。

次30ページには環境の基本目標ということで、今申し上げた環境像を達成するために基本目標を掲げております。これについては31ページ以降でご説明したいと思います。基本目標として1. 地球環境。こちらについては、地球を大切にし、未来につなげるまちづくりということで、温暖化防止、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用促進というものを、ここでは個別に施策として行っていききたいと。こちらの書き方として①と②、真ん中より中段に地球温暖化防止の推進を目指しますとありまして、45ページに詳細のものを記載しておりますので、こちらについては後ほどご参照いただければと思います。それから2. 環境にやさしいエネルギーの導入を目指します。再生可能エネルギーの活用技術を積極的に取り入れて、限りある資源・エネルギーを将来の世代に残すために取り組むということで、これは47ページに太陽光発電いろいろ取り組んでおりますが、それをさらに推進するというところが大切になってくるのかなと考えてございます。

次に32ページ、基本目標、循環環境ということで、ごみを減らし、きれいなまちづくりということで、ごみの適正化処理と発生の抑制、資源循環など行ってまいります。こちらについては、ごみを減らすということは、まちにとって大きな財政的にも非常に大きなメリットになりますので、廃棄物の発生抑制と再資源化ということで、今までありましたけれど3Rの運動を推進するというこ

とと、町民の方、事業者、行政と協力して、ごみの減量化に取り組むというところは行っていきたくて考えています。それから廃棄物の適正化、適正処理ということで、町民ボランティア、不法投棄についてはボランティアをお願いしてございますが、廃棄物は適正に処理を、それは一般廃棄物、産廃にしても同じように適正処理をしていただくことは当然ですので、不法投棄や野外焼却を監視して、ごみのないきれいなまちづくりを推進したいと考えております。33ページをごらんいただければと思います。基本目標、自然環境ということでは、身近な自然を守り育てるまちづくりということで、こちらについては、みどり、自然があることというのは、まちとしても身近なみどりがあるということは、町民の方にとってもメリットがあるということで、公園、緑地の整備、森林の保全、水環境の保全ということで、水というのは外国の資本といったところで、そのまわりの部分の森林を守るという、まちの動きもございますけれど、水環境の保全だとかそれに伴った上下水道の整備、希少な動植物の保護、生物多様性の保全、野生生物種守っていくというところで、豊かな自然環境の保全や水環境の保全、それから生物多様種の保全という取り組みを、ここの目標の中では達成をしていきたいと考えております。

次に34ページ、基本目標、生活環境ということで、こちらについては安心して暮らせるまちづくりということで、当課が1番町民の方から声をいただく騒音・悪臭と苦情の関係、景観・大気の関係、公害問題、それについてこちらのほうで記載しています。景観、大気・土壌・水質汚濁の監視、騒音・振動・悪臭対策についてはこれまでとおり行っていきます。快適な住環境の創造を目指すということと安全で安心なまちづくり、災害に強いまちづくりを目指すところをここの目標の中では掲げております。

最後ですが35ページ、基本目標5、環境教育ということで、これからは担う子供たちについても環境教育というのは非常に重要な位置づけを占めるかと思っておりますので、環境を知り、学び、守る行動が広がるまちづくりということで、環境教育、環境情報提供、環境保護団体の方との連携、それから歴史や文化の保全についても、この章の目標の中で進めていきたいということで、環境教育の推進を目指すということで、先ほども申し上げたように、未来を担う子供たちを中心に学校教育の場でも、それ以外の場でも、環境保護団体と協力しながら自然環境への理解を進めていきたいと考えています。それから、環境保全活動の推進ということで、大人の方も巻き込んだ中で、町全体で環境に対する共通認識をもっていただくために、いろいろな事業を進めて情報提供等を進めていきたいと考えています。歴史・文化的資源の保全ということで、アイヌの方々、先人の知恵や歴史を生かした環境教育やまちの歴史・文化遺産などの伝承など、地域の伝統や風土を守っていくまちづくりを進めていくというふうに考えてございます。36ページについては先ほど何度も申し上げていますが「環境基本条例」には、まちと事業者と町民の責任というのを明確にして、ここに基本的な考え方、それぞれ協力しながら責務の中でやっていただくことを記載しております。37ページは概念図にして、どのような形を役割としていただくかということ、さらに明確化して表にさせていただきます。

次に38ページにつきましてはこの計画を進めていく中での推進体制を書いてございます。まちにおける推進体制ということで、環境基本計画を推進していく中では当課だけでは進めることはできませんので、表の中にございますとおり、各関係課、担当課に責任を持った形で事業を進めていた

だくと、連携しながら計画的に進めていくということで、あえてこちらに担当課、ほかの課の担当課を明確に記載しております。39ページ広域的な協働・連携ということで、うちの計画をつくっていただいて、諮問して、これから答申をいただく、この計画をつくった白老町環境審議会、町民の環境問題についての活動をいただいている白老町環境町民会議、町民・事業者・まちの関係の図、議会で予算等を提案し議決をいただく部分、国や北海道ということで関係図をこちらに載せてございます。40ページ目は計画の進行管理ということで、総合計画等でもPDCAサイクルという形で今の計画は全てサイクルの中でPlan、Do、Check、Actという形のこちら41ページに図で表してございますけど、ただつくりっぱなしという話にはなりませんので、進行管理をきちっとこのサイクルの中で進めていきたいと考えております。42ページ以降に実施編ということで細かな施策を載せてございます。43ページ44ページこちらに一目で見えていただけるように、どういった施策を推進することで目標達成するかということで、細かな個別の取り組み項目の関係性を上げてございます。基本的には5つの基本目標を達成するために、施策対策の方針ということでそれぞれ目指す方向性を挙げて、それに対して個別の取り組み項目を右側に載せてございます。この項目を一つ一つ着実にを行うことで、最終的には計画の目標とする環境図を達成できるものと考えてございます。45ページ以降、細かな施策の取り組みということで載せてございますが、こちらのほうは一つ一つ言っていますと時間が全くございませんので、大きくいいますと、最初の地球温暖化の推進に関しましては、低公害車や低燃料車の導入、電気自動車の普及促進、温室効果ガスの関係については説明させてもらいますけれど、行政の取り組み、町民の取り組み、事業者の取り組み、それぞれ取り組んでいただく項目を細かく上げております。例えば、行政でいうと公共施設などにおける二酸化炭素の排出量の削減に取り組むところを挙げておりますし、町民の取り組み中では地球温暖化に対する意識の向上に努めましょうと形で挙げてございます。それから事業者についても同様に意識の向上ということで、具体的な項目と、環境問題については意識向上とか啓発啓蒙もかなり大きな部分も占め、具体的ではない部分もございますが、なるべく具体的にやっていただける内容を、それぞれ環境施策に対して町民の、事業者の取り組みということで挙げさせていただいております。47ページ48ページについては先ほどご説明しておりますので、こちらは環境にやさしいエネルギーの導入ということで、低公害車、行政の取り組みの中にも低公害車挙げておりますが、水素という形で入っておりませんが、苫小牧市や登別市でも電気自動車などもございますし、低公害車、低燃費車について検討しなければならないと考えてございます。

次の49ページにつきましては、ごみを減らすという部分の廃棄物の発生抑制と減量化については、行政としては啓蒙活動、町民の方にマイバック持参を促すという部分と、事業者の方については商品の過剰包装について考えていただく。行政自体としてはコンポスト助成を推進したり、ダンボールで安価にできるコンポストありますので、そういったものを広報等で周知しながら、生ごみ等は減らすことが1番減量化には大きく貢献することになりますので、そういった部分についても対応していきたいというふうに、啓発啓蒙について中心に行っていきたいと考えております。50ページについては廃棄物の再資源化ということでリサイクルについて、今までやってきたこと、今後やらないといけない部分について記載をしています。ほとんど今までやってきたことについて記載をさせていただきます。

次51ページにつきましては廃棄物の適正処理ということで、不法投棄、これは52ページにも絡んできますが、廃棄物を適正処理していただくのは当然のお話になりますので、行政としてはマニフェスト制度等により監視を強めるという部分を行ったり、処分場の適正な実態把握だとか、一般廃棄物は町で行っておりますので、指導を行いながら適正な処理を行っていただくようしていく。それから、不法投棄については、撲滅をするようにボランティア監視人の方々や町内会で協力しながら、ごみゼロという形を考えていきたいというふうに考えておりますが、なかなか根絶というのは難しいかなど、ただ、少しでも減って、ボランティアの意識が高いということで、かなり頻繁にごみの不法投棄については通報もいただいておりますので、非常にボランティア監視人の動きとしては機能しているのかなと考えてございます。それから53ページは自然環境の関係になります。こちらについては希少な植物を写真つきで載せておまして、こういった部分ですとか、54ページにあるようにみどりや公園の整備、農地そういったものの保全について、これからも当然行っていくと。里山についても新聞等でも今回選ばれているということもありますので、里山の保全についてもそれぞれできることを行っていくということで、55ページ56ページも同じように自然環境の保全について動物、動植物こちらは昆虫とか鳥類の関係の写真を載せながら保全について記載しております。57ページにつきましては、水に関するところになります。上下水道の整備と促進ということで、水質の部分、水質汚濁に関する苦情等が今ありますので、安全な水の供給と水源の保全という部分と、河川の監視ということを行行政としては行う。それから町民の方にとっては水の汚れを意識した生活について、生活様式を考えていただくということで、これから啓発しなければいけないと考えています。58ページに水環境の調査で公共水域に流れるものの水質監視を実際に行っていることについて記載しております。水の汚れということで生活排水とはどういうものなのだとところで、汚れについてわかりやすくトピックス的に載せてございます。59ページについては野生生物種についての希少動物に関しての守らなければいけない動物について記載しています。逆に60ページについては有害鳥獣等、外来生物、いろいろアライグマとかセイタカアワダチソウについては外来生物ということで放っておけない状況になっておりますので、これについても今回計画の中に載せることで町民の方に意識をもってもらいたいということで、駆除について今後もしっかり行っていくことを載せてございます。61ページにつきましては環境美化ということで、生活環境として大事なのが空き地の雑草の除去というのが大きな問題になっております。ほとんど不在地主の方の空き地の除去をやっていただいておりますが、一部やっていただけない方がいらっしゃるの、これについても計画に載せた中で、今後環境の整備を進めていくということで、あえて空き地の雑草除去ということ載せております。62ページについては公害防止についての取り組みについて載せてございます。町民の取り組みということで、今はいらっしゃいませんが、ごみの野外焼却そういったことについてはやめていただくように町民の方に啓蒙する意味で載せてございます。後はうちのほうでやっている定期的な水質調査等の部分を載せてございます。63ページ災害に強いまちづくりということで、環境で拾えきれない部分でございますが、災害に強いまちづくりということで、河川の氾濫部分の中で山とか、減災というところに行けば自然保護という部分は減災という形になりますので、環境の中に災害を防止するというところまではいきませんので、減災という形で環境整備を行う形で載せさせていただいております。最後に64ページ環境教育関連ということ

でこちらの写真に載せてございます。子供たちがいろいろな自然環境の教育活動を行っている様子  
を載せてございます。65ページには先ほど申し上げていますが、環境教育の必要性について行政と  
町民、事業者のできることについての取り組みについて載せてございます。最後66ページには環境  
自然保護団体いろいろございますけれども、そちらとの協力関係について、今後とも連携支援を強  
めたいということで載せてございます。1番最後67ページ歴史的、文化的資源の保全ということで、  
郷土の歴史や文化を生かした環境保全ということで文化や歴史についても、環境というよりは1つ  
の枠の中で大切に語り継いでかなければいけないものだと、保全していかなければいけないもの  
だということでこちらのほうに載せてございます。68ページ以降は第6章しらおいの現況というこ  
とで載せてございます。第7章としましては90ページに今回の白老町環境審議会の委員の方の名簿と  
計画策定の経緯を載せてございます。91ページ以降については用語の解説ということで、五十音順  
で、なかなかわかりづらいと思われる用語についての用語集を記載しております。以上で説明を終  
わらせていただきます。

○委員長（小西秀延君） ただいま担当課から説明いただきました。質疑のあります方はどうぞ。  
吉田委員。

○委員（吉田和子君） 簡単に伺いたいと思います。環境基本計画大変御苦労さまでした。大体10  
年に一度くらいずつのサイクルでできていると思うのですが、先ほどPDCAサイクルの検証と  
いうことがありますけれど、これは10年計画の中で3年おきとか毎年やるとかそういった考えがあ  
るのかどうかというのが1点と、今まで環境基本計画のほかに、ごみ処理計画とかいろいろあった  
のですよね。その辺実施編もあるので、基本的なものであってその中の実施の要綱だと思うのです  
が、ごみ処理計画とか、先ほど言っていたごみ処理基本計画、実施計画があったと思うのですが、  
その計画の方法はどのようになっているのか、そのことだけ伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 進行管理に関しましては毎年審議会のほうで施策といいますか、  
個別の取り組んでいる項目について進捗状況をパーセントといいますか、そういった形で毎年諮って  
と考えてございます。計画の見直しとしては5年で見直しという形ですが、進行管理としては毎年  
行うというふうに考えております。それから、ごみ処理基本計画等、個別のうちのほうでももって  
いる計画がありますが、しっかりと計画期間をもちながら個別の計画を推進していくということで  
ございますが、あくまでもこちらのマスタープランといいますか環境に関するマスタープランとい  
うことになりますので、整合性は測る必要はございますけれど、動きとしてはごみ処理基本計画は  
ごみ処理基本計画で、またごみ処理に関しての変更があったときはそちらを改定するというような  
個別の改定を行う位置づけになると考えております。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑のお持ちの方。大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。計画というのはたくさんありますよね。それで、計画をつくる  
ための仕事をしているのか、計画をつくるための仕事をしているのか。つくった計画を実行するた  
めにやっているのかというあたりが、こういう問題が私はでると思う。その方針がないと、いく  
らつくっても、はい、作りましたよ、つくれていったから作りましたよとなってしまう。具  
体的に言えば、平均的な計画ではなくて具体的に何をやるか。例えばメガソーラー支援で白老町が

1番あっているとしたら白老町の工場以外の電力は白老はメガソーラーで賄う。そのためにこうすればいい、皆さん家庭にこんなにつけてくれれば賄えるよと、そういう計画だと町民に見える。書いていることはもっとものこと書いているから反論する気はさらさらありません。例えば、自然エネルギーだとか、外来生物なら各家庭に今お年寄りのところに行ったら庭に黄色い花が咲いていたら取っている。それはセイタカアワダチソウならそれは全部排除してくださいと、町がやらなくても排除してくださいというようなことだとか、例えば、私が本町以外のところに行ったら燃料ごみほとんどごみと一緒に捨てられている。ごみと一緒に捨てられている、燃料ごみと登別へ持っていくごみが分けられないで。町の施設でもそういうことをこじはこれをきちっとやろうと。コンポストももう何十年どれだけの生ごみが減って、どれだけ貢献しているか、推定でもいいから出して、今マスコミないけどマスコミに載せてもらう。町の広報より普通の新聞に載ったほうが読むのです。そういう計画をつくってほしいなとすごく思う。だけど、これを反論する気はないし、そういう実効性のある計画でないと、課長以下皆さんが一生懸命使ってつくったのが、計画をつくっただけで計画が実行されなかったらそれは計画ではない。そこら辺を私はずいぶん審議会等も含めて庁舎内でも議論して、例えば、町の外郭施設から燃料ごみは全部燃料に行っているよと、本当に登別に行っているのは少ないよとこういう形をつくらないと実効性が上がらないのではとっておりました。

○委員長（小西秀延君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） おっしゃるように、計画をつくったことで安心してしまう部分はないように、吉田委員からも進行管理という部分では毎年進捗状況を審議会のほうにお諮りして、審議会の方から苦言なりご意見をいただくと考えていますし、総花的に、計画がこれだけのボリュームですので、実際にポイントをおいて、これだけはしっかりやるというところを持っていかなければ、10年いってもなかなかふた開けてみたら何も達成できず、中途半端で終わるというようなことがないような形で、おっしゃるように公共施設なら全部燃料ごみはしっかり、そういった部分ではできるところからこつこつという説明があったかと思うのですけれど、ここだけはしっかり達成するところを強弱つけたような形でやっていかなければというふうに考えてございますので、その辺はご意見として進捗状況を管理する中で考えていきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） もっと具体的に言えば町に実際に聞いたのですよ。白老町でどれだけ太陽光で電力発電しているのか、どこの部署もわからないよ。だけど太陽光を進めると書いているのですよ。だけど、到達点がわからなくてどうやって進めるの。これはここまですると、5年間でここまで進めるよと。先程言ったように、町民が使っている電力の半分は賄う、今半分だったら4分の3にするよと、そういうのを計画というのではないのかなと私は思っていますから、そういう意味ですから。実際わからないのですよ。電力をどれだけおこしているのかわからなくて、自然エネルギーをたくさんやるとどうしてなる、というあたりを私はきっちりやってほしいということであります。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑のおもちの方。西田委員。

○委員（西田祐子君） 57ページのところで水源地のことについて書いていらっしゃるのですけれど



ど、何年も前から外国人が土地を買うのを阻止するために、国としても、道としてもちゃんとやりましょうという話があるのですけれど、その辺のところ計画があるのかどうなのかが1つ。それと同じように、大淵委員の質問に似ているのですけれど、例えば、廃油は下水道に流さないでリサイクルしましょうと申しますが、白老町にも実際廃油を集めている事業所ありますよね。実際町民のところに取り組みのところに書いていないのです、そういうところ。行政がちゃんとやるというのなら、きちっとタッグを組んで、具体的に広報なら広報に、捨てないでこういうところがありますから協力しましょうとか、そういう具体的なものがないのかなと思ったのが2点目。それと3点目にコンポスト一生懸命やっているのですけれど、うちもコンポスト2つやっているのですけれど臭いのです。生ごみをどうしても発酵させるためには、においをなくするためのもの、コンポストだけぼんと町とか業者もやるのだけでも、臭いとかそういうものをきちっとやって、一緒に並行してやっていかないと、なかなか町民には浸透していかないのかなと私は思うのです。そういう具体的なことをやってほしいということと、最後に46ページ、エコドライブ10の勧めが書いてあるのですけれども、1番最初に守ることは法定速度を守ることではないのかな。もうちょっと町民にとって身近な環境基本計画にさせていただけるとありがたいかなと思うのですが、ぜひお願いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 外国人の、ニセコだとかほかのところでも、水源地のまわりの森林だとかそういう動きがあり、国なり道も注視して実際に動きはございます。現実的には、町としてそれに対する条例なり動きは正直申し上げてございません。動きがないからという形、実際に買われる動きがないからという部分も実際にございました。ただ、言い続けていることですが、そういったことは想定しながら、ほかの市町村、国や道の動きを見ながら、買われて、水は大切な資源ですので、影響にならない形でということまで載せさせていただいていますが、具体的な取り組みとしてはそこまで考えていないというのが正直なところでございます。それから、廃油についてはおっしゃるように、事業所と申しますか、現実的には持って行ってリサイクルと申しますかがありますので、町民の方にそういったものがあれば、どこでリサイクルやっていますよとか、広報のほうでどういった形でできるのか、その辺は検討させていただいて、実際の取り組みにつながるような形にしていきたいと考えています。コンポストについては、先ほどダンボールの安価なコンポストのお話をさせていただきましたが、確かに周知しても現実には家の中でしかできないので、臭いとかがして、それだったらやめますという方たちもいらっしゃるかと思いますので、電動ですと高い、何万もしますので助成が1万しませんが、そういったことをなかなか推進するのは難しいので、実際にはそういったことも含めて、広報等に載せるときににおいとか、におわないように研究して載せられるものは載せて、もっと促進されるような形で考えたいと思います。それから、最後のエコドライブのところですが、おっしゃるように、生活環境課は交通担当でもありますので、法定速度の部分は法定速度を守ること当然エコドライブになりますので、これについては入れるようなことで考えたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 合田主任。

○生活環境課主任（合田静恵君） 先ほど山本課長のほうからもあったのですが、水源地なのです

けれども、対策をあまり考えていないといえますか、白老町水源はほとんど国有林なのです。海外から購入しようという方がいても、はいどうぞというふうに売買できるものではありません。ただ、今回1カ所だけ虎杖浜の水資源のまわりがナチュラルサイエンスさんのほうで買われたので、その部分は、今後公害関係についても協定などを結ぶので、その辺の森林の保全も含めた関係でちょっと考えていきたいなと思っています。もう1つコンポストなのですけれど、廃棄物グループのほうで、今月か来月号の広報から、生ごみの減量化ということでシリーズもので掲載しようと考えています。コンポストのほかにも「キエーロ」というようなコンポストと似たようなものなのですけれど、コンポストよりはにおいはしないという方法があるみたいなので、そういったものも検証しながら、においが出ない生ごみの処理方法などを検討して、町民の皆さまにお知らせしていければと考えております。

○委員長（小西秀延君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ないようであれば以上をもちまして第3期白老町環境基本計画素案について終了いたします。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩致します。

休 憩 午後 3時55分

---

再 開 午後 3時56分

○委員長（小西秀延君） 担当課よりちょっと報告があるようなので休憩を閉じて会議を再開したいと思います。山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 申しわけございません。今お手元に西いぶり広域連合ごみ焼却施設共同整備に係る協議ということで、1枚ものの資料をお渡ししたのですが、西いぶり広域連合、室蘭市長が連合長となっておりますが、青山連合長より、現在稼働中のごみ処理施設メルトタワーというのが室蘭市と伊達市の間にございますが、こちらのほうが平成15年にできていまして、13年以上経っていますので、今回長寿命化を図るか、もしくは更新するか協議をするのに、本町と登別市と共同整備の協議に参加してほしいというのがございました。当然長寿命化になれば特に関係ございませんが、更新になりますと登別市が入る。もともと登別市は西いぶり広域連合に入っておりますので、更新、建て替えとなりますとオブザーバーとして登別市と本町に入りたいとお話がありましたので、今後28年度から開催される広域連合廃棄物担当課長職会議というのがございまして、そちらに情報の収集という意味合いで私のほうが参加させていただくことで、回答をしております。登別市も同じようにオブザーバーで参加するというので、この下に検討のスケジュールが書いてございますが、4月から検討に入りまして、28年の9月から11月ぐらいで建て替えるのか長寿命化するかの方針がでてきます。その段階では議会のほうに何らかの形でご説明させていただいて、更新となりますと、その後共同協議に参加するか、次の段階の話になってくるかと思っておりますので、全く見えていない状況ですけれど、このようなことがあるということで、ご報告だけさせていただきますたいと思ひまして議題に挙げさせていただきました。以上です。

○委員長（小西秀延君） 今の報告に何かご質問はよろしいですね。ありがとうございました。こ

れで協議終了させていただきます。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時00分

---

再 開 午後 4時 5分

○委員長（小西秀延君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

本日の3番目テーマになります教育推進基本計画教育大綱（案）について担当課より説明をお願いします。高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） 教育推進計画と大綱につきまして、私のほうから説明させていただきますと思います。最初に、配布させていただきました参考資料1を推進計画と教育大綱の関係についてということで説明させていただきますと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日施行されました。その中で、地方公共団体の首長が「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定する義務を負うこととなっています。教育大綱につきましては、教育の目標や施策の根本的な方針であり、教育基本法第17条に規定する根本的な方針を参酌して定めるものであります。ただし、地方公共団体において教育振興基本計画を定める場合には、あるいは定めている場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が教育大綱に該当すると位置づけることができるものとなっております。首長が、総合教育会議において教育委員会と協議した中で、当該計画をもって教育大綱に代えることと判断した場合には、別途教育大綱を策定する必要はないということにされています。平成27年6月に開催されました第1回白老町総合教育会議におきまして、本町の教育大綱につきましては、新たに策定する教育計画を教育大綱と位置づけるということが決定してまいりまして、今策定（案）をつくったところでございます。2番目「白老町教育推進基本計画（案）」策定の背景ということでございます。平成18年新しい教育基本法が施行されました。この中では、これまでの教育基本法の普遍的な理念を踏まえ、今日求められている教育の目的や理念を加え、教育の実施に関する教育方針となるものでございます。また、教育基本法第17条が新設されまして、国は教育の振興の施策に関する基本計画を策定する義務を負うことや、地方公共団体は教育振興の施策に関する基本計画を策定する、これは努力義務が明示され、現在、国の教育振興基本計画が策定されているということでございます。そのような中、白老町教育委員会としましては、平成24年に策定された第5次白老町総合計画に基づきまして、これまで各年度において「教育行政執行方針」で、各種計画もあるのですが、学校教育、生涯学習、子育て支援につきまして、それぞれ施策や主要事業、施設整備等について単年度ごとに構成した教育施策を示してきました。今回、教育委員会制度改革におきまして教育大綱策定が義務づけられたことを契機に、本町教育のさらなる向上を図るため、一定期間継続的に取り組む内容を明確にする必要があるということから、教育推進の理念や学校教育、生涯学習、家庭・地域の教育の各分野における基本的な方向性を明らかにして、主要な施策を中期的な視野に立って推進しようということで策定するものでございます。

それでは、計画書中身のほうを説明させていただきます。目次を飛ばしまして1ページ目から説明させていただきます。第1章につきましては、計画の策定にあたってということで策定の主旨を

記載してございます。こちらにつきましては、教育を取り巻く環境の変化だとか、先ほど述べました国の法律改正について記載しておりまして、後段ですけれど、これらのことから学校・家庭・地域・行政が一体となって連携協働しながら、まちづくりの基盤となる教育の創造と実践に取り組んでいくことを目指し、「白老町教育推進基本計画」を策定します、ということにしております。

次のページ2ページでございます。2. 計画の性格です。計画の性格につきましては、今、先ほど1番のほうで説明の中にありますけれども、まずは総合計画の方向性に沿った教育分野の中期的な推進計画としての位置づけ。それと教育基本法第17条2項に規定される地方公共団体の教育振興のための基本的な計画ということの位置づけ。それと「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条のいわゆる教育大綱の位置づけをもっているということでございます。3. 計画の期間でございますけれども、この計画の期間につきましては平成32年度までとします。総合計画と整合性を保つ観点から、総合計画の次年度をめぐりて見直しを行うことを原則としております。4番目、計画の構成でございますけれども、こちらにつきましては、きょうお配りしました全体の見ただければ雰囲気かわかると思うのですが、まずは「ともに学びあい ころろひびかせ 笑顔かがやく 教育の町 しらおい」を教育推進の基本理念と捉えまして、その下に、めざす人間像、めざす子ども像これは後で説明します、教育推進の基本目標として3つ、左から学校教育と生涯学習と家庭・地域の教育ということで3つそれぞれ基本目標をもっております。そして教育推進基本方針として、さらにその下に学校教育で3つの方針、生涯学習・社会教育で3つの方針、家庭・地域の教育で2つの方針を設けるというような全体構成になってございます。

続きまして中身の説明させていただきます。3ページをお開き下さい。第2章. 教育推進の基本的な考え方でございます。まず教育の基本理念を示しています。教育の基本理念としましては「ともに学びあい ころろひびかせ 笑顔かがやく 教育の町 しらおい」ということになってございます。ともに学びあい、ころろひびかせ、笑顔かがやく、というようなキーワードに意味合いをもたせているということでございます。その下の四角枠にめざす人間像とめざす子ども像とございますけれども、めざす人間像につきましては、平成3年に策定されました白老町の教育目標というものがございまして、こういった人になりましょうというような、人材目標みたいなところがあるのですが、こういったものを5項目と計画の中でも示してございます。めざす子ども像なのですが、これは平成27年4月、昨年なのですが、校長会のほうで協議しまして、知・徳・体での子ども像ということで「進んで学び、やさしく思いやりがあり、元気でたくましい、しらおいの子ども」という子ども像としてございます。

次のページ4ページでございます。教育推進の基本目標でございます。基本目標3つでございます。1番最初は「自らの可能性を拓き、心豊かにたくましく生きる子どもを育成します」、これは学校教育の推進基本目標という形になります。その中で確かな学力、豊かな人間性、健康や体力など子供たちのたくましい生きる力を培い、家庭や地域との連携を図りながら、より良い教育環境の創造に努めていきます、という中身にしております。

続きまして「自ら学び、人格を磨く、創造力豊かな人材を育む生涯学習を推進します」ということで、生涯学習の推進基本目標となっております。こちらについては、町民の誰もが生涯を通じて、いつでもどこでも気軽に学び、文化やスポーツに親しむことができる環境づくりを進めるとと

もに、町民の自主的な学習活動を促進するなど、いきいきとした生涯学習社会の創造に努めていきますということにさせていただきます。今回、新しく分野として家庭・地域の教育の推進基本目標を設けまして、「郷土を愛し、生きる力の基盤を育む家庭や地域の教育力を高めます」ということで、人が成長する過程において、家庭や地域における教育の役割は重要だということを踏まえまして、そのため家庭における子育て教育支援や地域ぐるみでの子どもを守り育む体制の充実など、家庭や地域の教育力向上に向けた取り組みを進めていきますということにさせていただきます。

続きまして5ページ第3章でございます。施策展開の基本方針ということで、それぞれ学校教育、生涯学習、家庭・地域の教育ということで基本方針を設けております。学校教育の基本方針としましては、一番下のほうに書いてあります①社会で自立できる、生きる力を育む学校教育の充実、②豊かな心と健やかな身体を育む教育の充実、③地域に信頼され、地域とともに育つ学校づくりの推進ということになってございます。

次に6ページ、生涯学習・社会教育でございます。生涯学習の部分で、高齢化社会が進む中で地域の豊かな人材や施設、自然等の教育資源を有効に活用し、町民の学習活動やスポーツ活動を促進するとともに、その学びを活かす機会づくりを進めます。基本方針としまして④学ぶ楽しさを実感できる生涯学習機会の充実、⑤郷土を学び、郷土に親しむ文化活動の推進、⑥いきいきとした生活を育むスポーツ・健康増進活動の推進としてございます。3つ目に家庭・地域の教育でございます。こちらにつきましては、子どもたちの社会への適応や人格形成への影響が非常に懸念されるという中で、子どもの教育や子育てに対する不安が増大しているといわれますけれども、そのために幼稚園・保育所、小・中学校と地域、行政が一体となって子育てや家庭教育を見守り、支援する地域コミュニティづくりを進めていく必要があるという中で、地域において子どもと大人が学びあい、交流し合う機会を通して、ともに育ち合う環境づくりを進めていきますとしてございます。基本方針としましては2つ、⑦子どもの健やかな成長を支える家庭教育・子育て支援の充実、⑧地域全体で子どもを見守り、育てる活動の推進というふうにしてございます。

次7ページ4章に入ります。主な施策の方向ですけれども8つの基本方針に対しまして、施策の方向と主な施策の重点ということで記載させていただきます。基本方針1の部分ですけれども、こちらでは主な施策の重点としましては(1) 確かな学力の育成としまして、授業もやっていますけれども授業、施策が入ってきますけれども、①学習向上を目指す「白老町スタンダード」の実践と深化、②義務教育9カ年の学びを保障する小中連結の強化、③望ましい生活習慣と学習習慣の確立、⑥A L T、今もやっているのですが、配置による英語学習の充実、今新たにでました町長公約の部分も含めた形で、従来のやっていることと公約も含めた中での施策を書いてございます。(2) 特別支援教育の充実で、①教育委員会による子どもの支援と専門性を高める研修の充実、②特別支援コーディネーターによる支援の充実、③特別支援教育支援員の配置によるサポート体制の充実などが挙げられてございます。(3) ふるさと学習の充実ということで、「ふるさと学習指導モデル」毎年改定しております、①これの実践によるアイヌ民族の歴史と文化を育む学習の充実、②自然や産業、歴史資源等を活かした体験学習活動の推進ということで4項目挙げております。

次に基本方針2の豊かな心と健やかな身体を育むという部分でございますけれども、こちらについては、主な施策として道徳教育の充実、(2) としていじめ問題への対応ということで記載がござ

います。それと9ページでございます。9ページでさらに基本方針2の中で(3)教育相談体制の充実というところと、(4)としまして健康教育の推進ということになってございます。基本方針3の部分ですけれど、地域に信頼され地域とともに育つ学校づくりの推進ということで、主な施策の(1)ですけれど、開かれた学校づくりとしてございます。この中で29年度から本格導入を目指しております①コミュニティ・スクールの導入と推進、②学校支援本部と地域人材活用の充実というところが考えております。(2)教職員の資質向上ということで、従来とおり①教育委員会等が主催する研修機会の充実と参加の促進ということで、教師塾を含めた取り組みを推進していきたいと考えてございます。(3)安全安心な学校づくりとしましては、従来やっております①防災・防犯訓練の充実、②AED、応急手当研修等の推進、③今後アレルギー対応給食が始まってくることを含めまして食物アレルギー等の研修機会の提供というところでございます。(4)学校の適正配置等につきましては、小学校の適正配置計画の推進のところでございます。(5)学校教育施設・設備の整備ということで①校舎等の耐震化及び大規模改修の計画的な実施、②老朽化に伴う施設・設備の早期改善、③教育ニーズに適合した、設備・機器の整備・更新というところでございます。この後は担当課長のほうから説明していただきます。

○委員長(小西秀延君) 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長(武永 真君) 続きまして2番目、生涯学習・社会教育の主な施策でございます。基本方針1としまして、学ぶ楽しさを実感できる生涯学習機会の充実でございます。施策の方向としましては、自己の目標に向かって自らの意思で主体的に創造する生涯学習社会の実現を目指します。そのため、学習ニーズの高まりや多様化に対応する学習機会の充実に努めるとともに、町民や団体の主体的な社会教育活動を支援いたします。主な施策の重点でございます。1番目としましては青少年教育の推進でございますけれども、特に青年層の社会参加を促す取り組みを進めたいと思います。①郷土への愛着心を育むふるさと教育の推進、③自発的な学習活動の支援、芸術文化活動機会の充実に努めたく思っております。(2)成人教育の推進でございます。多様な学習ニーズに応えるため、個人や団体が地域で活躍できる機会を創出するとともに、地域社会に参画し主体的に行動する人づくりに努めます。主なものとしましては②自発的な団体、グループ活動の支援、⑤新成人、青年層と協働した成人式の開催というものを主にあげさせていただきました。

続きまして(3)高齢者教育の推進でございます。特には①高齢者の知識を活かした事業、世代間交流の推進、②高齢者による主体的な学習、健康増進を支える環境づくり、③高齢者大学の学習内容の充実及び主体的な運営の促進を掲げたいと思っております。

次のページ12ページでございます。基本方針2. 郷土に学び郷土に親しむ文化活動の推進です。豊かな自然に育まれた歴史や文化を学び親しむことなどから生まれる郷土に対する愛着心や誇りを育むことは、まちづくりの原点であると考え、地域の歴史や文化を学ぶ地域学を推進し、その充実を目指したいと考えました。主な施策の重点です。(1)芸術文化活動の推進参画におきましては④幅広い世代が芸術・文化にふれる各種鑑賞機会や生涯学習講座の充実の実施に努めてまいります。⑥わが町を学ぶ地域学講座の開講を行いたいと思っております。(2)文化財の保存・活用についてでございます。この中におきましては象徴空間の開設を前にということで③陣屋跡環境整備事業及び陣屋跡の多角的な活用の推進を図りたい、⑤アヨロ海岸の名勝をピリカノカ指定の推進に邁進し

たいと思っています。(3) 読書活動の推進についてでございます。全ての世代の人たちが本を読む楽しさを共有できるようにということで、誰もが親しみやすい読書環境の整備に努めてまいりたいと思っております。施策の中では、主に学校司書との連携による学校図書館の活動支援、それと町民のニーズに即した蔵書の充実に努めたいと思っております。基本方針3 生き生きとした生活を育むスポーツ・健康増進活動の推進です。健康に対する町民の要求が毎年高まっていると思っております。つきましては(1) 健康増進活動の推進ということで①健康増進・レクリエーション機会の充実に努めたいと思っております。(2) スポーツ活動の支援につきましては、今まで同様さまざまなスポーツ団体、子供たちも含めまして活躍が見られますので、それらについて増進をしていきたいと思っております。以上生涯学習からでした。

○委員長(小西秀延君) 下河子ども課長。

○子ども課長(下河勇生君) 家庭・地域の教育の主な施策でございます。基本方針1でございます。子どもの健やかな成長を支える家庭教育・子育て支援の充実ということで施策の方向です。家庭での子育ての大切さを啓発し、「家庭」「学校」「地域」「行政」の連携を深め、事業展開を図っていく考えでございます。主な施策の重点項目でございます。(1) 家庭教育の充実です。子どもの健やかな成長の基盤となる家庭教育を支える取り組みを進めていきます。こちらの家庭教育に関する情報発信、学習内容、学習機会の充実を進めていきたいと考えております。(2) 幼児教育・保育の充実です。幼児が健やかに成長できるよう幼児教育、保育内容、環境の充実を図ってまいりたいと考えております。(3) 子育て支援体制の充実です。こちらの関係機関と連携を図りながら、子どもの発達支援を進めるものと考えております。相談体制、子育て世代への経済的支援教育の充実を考えております。

次に基本方針2です。地域全体で子どもを見守り、育てる活動の推進です。子どもと親を地域全体で見守る子育て環境の整備を推進です。考えとしましては「しらおい子ども憲章」の精神の下、安全安心に過ごせる事業展開を図ってまいりたいと考えております。主な施策の重点です。(1) 健全育成です。子どもたちの健全育成を図るため、安全に過ごせる環境づくり推進しますということで、各団体のネットワーク、地域で見守ることで、ネットワークを推進しながら見守り活動を充実させていきたいと考えております。(2) 地域との連携による教育活動の推進。こちら地域ぐるみの子どもの居場所づくりを推進していきたいと考えております。親子ふれあい活動の推進など保育園、認定子ども園を基点としながら、ふれあいの活動を進めていきたいと考えております。(3) しらおい子ども憲章の具現化です。子どもと大人がそれぞれ役割を担い、ともに信頼し合い、互いに育ち合うことをとおして、子ども自身が夢や希望を描き、その実現に向けて主体的に学び行動する力を獲得していく事業を進めていくことを考えております。具体的にはしらおい子ども憲章行動計画がございますので、この部分との推進と、子ども夢実現プロジェクト、昨年は子ども議会を開催していただきましたが、28年度以降におきましても子どもが夢を抱くような事業展開を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○委員長(小西秀延君) 高尾学校教育課長。

○学校教育課長(高尾利弘君) 以上で説明のほうは終わらせていただきますけれども、今現在2月2日から3月2日までパブリックコメントをかけております。内容のほうもまだ子育て支援の部

分ですとか教育と福祉の部分が混在してございますので、その部分調整をかけるということもございますけれど、3月24日総合教育会議の中で最終決定をしたいと、今スケジュールで考えてございます。以上で説明終わります。

○委員長（小西秀延君） ただいま担当課より説明が終わりました。質疑をおもちの方はどうぞ。西田委員。

○委員（西田祐子君） 白老町教育大綱ということで説明いただきましたけど、私はわからないから聞くのですけれど、今18歳から選挙権になりますよね。こういう教育大綱の中ではその辺は何もなくてもいいのか。そういうのはどういう位置づけになって教育していくのか。その辺わかりやすく説明していただければと思うのですけれど。

○委員長（小西秀延君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） 学校教育の中では、特に通常中学校では公民というものの中で選挙関係についての学習があると思うのですけれど、最近はやっていないのかもしれないけれど、選挙の投票箱を貸し出して児童会、生徒会の会長、副会長を選ぶときに使ってもらい取り組みをしていますけれど、実際、学校教育の中では高校教育がまだこの中に入っていないということもあるので、今の段階では高校になるのかなという認識はありますので、義務教育の中では、はっきりそこまで通常の授業の部分で指導要領の中で変わってくれば、合わせた教育していくということになるかと思えます。はっきりしないことに申しわけないです。18歳からなるということに対しては直接的な部分は義務教育の部分ではまだ入ってきていません。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をおもちの方。前田委員。

○委員（前田博之君） 3点伺います。午前中も総合計画のことで議員から意見を聞きますよと、どれだけ行政が反映するかわかりませんが、今回もそうだと思いますけれど、それを踏まえて真剣に考えてほしいと思うけれど、まず1点目は教育大綱。私は9月にも質問しているのですけれど、よく読んでいたら、この大綱は具体的に白老町としてはこれはやりたいよと何点かくるのかと思っていたら、多分全て網羅しているだけの話しであって、それでできてしまっているのだけれど、その辺議論されたかどうか。教育推進基本理念は平成3年の白老町教育目標、これ1番大きいですよ。第5次総合計画基本計画がある、そしてしらお子ども憲章もできた、それに基づいてつくるよと言っていますよね。ですけれども、最初に配布した大綱の中では、教育の目標の施策の根本的な方針、そして首長と教育委員会が部局協議して、別なものがあればこの大綱策定する必要はないといっているのです。最後の2を読んだら、一定期間継続的に取り組む内容を明確にする必要があると考えています。全部読んでいくと、大綱中でうたっていないけれど総合計画の実施計画に入っています。逃げているのだよ。本当に大綱はあるべきだと思うのだけれど、この理論からいえば、あえてつくらなくても総合計画の中に間に合っているのですよ。今、総合計画基本計画見直しているのだから、その中に充実されればいらないと思うのだけれど、その辺国のほうでつくればいいのだというから、だからつくったのかわからないのだけれども、前回の質問で町長がつくるっていったのだろうけど、それは別において、論理的に本当に必要かどうか。屋上屋を重ねているのです、そこ1点。もう一つは、具体的に7ページの（1）②義務教育9カ年の学びを保障する小中連結の強化。これ多分同じく28年4月から法律変わりますよね。わかりますよね。その



中で小中一貫の義務教育学校という名称が使えて、市町村でやれるよとっているのですよ。教育長はやるよとっているのですよ。言葉とすれば連結とはどういう意味なのか。連結じゃなくて小中一貫教育の導入とか、連携とか、コミュニティ・スクールとは違いますからね。これをちょっと整理してほしいのですよ。法律でも決まっているのだから、町として入れるのかどうか、中1ギャップで。本当は教育長が来るべきだと思うのだけれども。それを検討してみてください。もう一つは社会教育の関係なのだけれど、文化芸術団体の活動の支援や、もう一つスポーツ団体等の支援。これを見たら、冒頭で高齢化率も高いとっているのですよ。今現実には高齢化になって、スポーツも文化も個別の団体は運営の危機、解散もしなければいけない。そういう部分でいけば、文化活動が浸透するには幅広い町民の参加が必要だと思うのだけれども、今高齢化になって、スポーツ、文化を合わせて個別団体が消滅するようなときに、美しい言葉並べないで、課題や分析、整理をして、そういう部分で社会教育や生涯教育に参加できる形のものを入れて議論してほしいのですよ。これやったら出る人いないでしょう。1番大きな原因は、公共施設の使用料値上げをしましたよね。体育館もそうです。プールもそうです。あれだけ活動していた水泳教室もなくなったのです。逆に文化施設、ソフトの文化インフラをどうするのかをちゃんと整理しないと、ただ言葉だけでは意味がない。その辺整理した中で、将来を見越したときに、どういう形で参加させないといけないのか、文化団体や活動させるものをしないといけない。これ指針ですから、ぜひ3月まで内部で議論してほしいのだけどいかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） 最初に1点目の部分ですけれども、教育大綱については今回の教育制度改革の中で首長が策定するということが義務づけられたもので、白老町のほうには教育基本法に定められる努力義務でしたけれども、教育推進計画がないということの中で、今まで白老町教育目標でありますとか白老町の教育というものも、平成22年ぐらい前までは毎年つくっていたのですけれども、ここ何年間つくっていないという中で、一つ総合計画はあるにしても、教育の施策の推進計画をつくりましょうという中で策定でございます。確かに子ども憲章ですとかいろんな部分の中で、そういった目標みたいなものが多いのかなということがございますけれども、教育大綱をつくるという中の契機としてというのが1番大きな策定の契機のかなと捉えてございます。もうちょっと具体的ににならないのかなという部分で、具体的な部分の中期計画ということは、今回はあくまでも方針までを示しましょうという前段の考え方の中でつくったということで施策の項目だけはあげるような形までのづくりということで、詳しく現状分析したとか記載しない中で策定ということで、より明確に基本理念だとか基本目標だとか方針というものが浮き出るような形でいうことで、詳細の部分はあえてつくっていないという状況もございます。今の段階これ以上細かくということも難しいのかなというふうに考えてございます。あまり答えになっていないかもしれませんが。あと、2つ目の小中一貫の関係ですけど、②義務教育9カ年の学びを保障する小中連結の強化ということですけども、小中一貫とは別物でという考えで捉えていただきたいと思います。今の前田委員がおっしゃいました部分は、例えば小中一貫校にしてしまいますと校長が一人なのでですけど、今の考え方は小学校、中学校に校長をそれぞれ一人ずつ置いていう中で、コミュニティ・スクールもそうですけれども、それを連結という形で呼んでいます。今、実際の取り組みとして

は議会で何回かいったかもしれませんが、中学校の先生が小学校に出向いて音楽の授業を教えたり、算数の授業を教えたり、先ほどいいました中1ギャップ、そういうものをなくすことから始まりまして、今後、コミュニティ・スクールが始まった段階で授業の乗り入れ、乗り出しも議論の中では先生方も兼務発令するかどうか、これは最終的には難しいかどうかかわからないですけど、そういった中で義務教育9年間の学びを保障していくというような考え方でございます。

○委員長（小西秀延君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 3番目の少子高齢化が進んでいる中であって、果たして支援ということで耐えきれぬのかというような話だと思います。少子化がかなり進んでおりまして、昨年だけでも白老小学校の野球チームが、閉校の影響もありますけれども、無くなって緑小と萩小と一緒にやらないといけないというようなところ、本当に団体競技ができなくなってきているのだなという事は承知しております。また、高齢化率が40%超え、なかなかクラブですとか団体の活動も同じような顔ぶれでやっていて、我々みたいな若年層がなかなか入っていかなくなったり、入れなかったり、そういうところも十分承知しているつもりです。ですので、支援というふうには書きはしましたけれども、そのようなところをこの5年間でどのように考えていくのかですとか、高齢化によってなかなかコミセンまで公共施設まで歩けないですとか、集まらないというようなこともあります。また、平成20年度に料金の改正を行ったというようなことで、なかなか使用しにくいという言葉は直に我々もいただいております。ただ、この時代になかなか料金の値下げといっても、そこら辺は一切協議しておりませんが、どうなのかなというところもございまして。先ほど高尾課長もいいましたけれども、なかなかこの中には細かいものは記載しないという取り決めというものがあったものですので、それにつきましては、単年度計画を見直していく中で町民にとって1番いい方法、我々もしっかりそれをサポートできるような体制づくりですとか考え方ですとか、そういうものをもっていきたいというふうに思っているところです。以上です。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 一定期間の計画的な取り組む内容明確に云々っておりますよね。こういう部分が本当に姿勢として必要なのですよね。ただ文言だけその場だけで出てくればいいのだから、これを組み立てるときの意識の問題が、携わった職員がどこまで認識してやっているのかと、これには出ているけれど、そこまでは言わないけれど。ただ、義務教育の小中連結は小中一貫と違う。小中一貫は校舎1つにするのと、建物も別々になるのだよ。それを理解して、もし、これがここが違うのであれば、私がいうのはそういう意見があるのだよと、小中連結のやつ、これは大きな問題だからね。この中に入れなくていいのですかということです。議論してくださいということです。そこで否定するのではなくて、ある程度もう連結でないから小中一貫ではないっていったのだから。28年4月にそういうもの法律で明記されるのですよ。わかっていますか。一貫校とていうのは1つの校舎、合体したもの。白老町ではやらないのですかと言って、古俣教育長は必要ですね、連携的に導入を考えていけばと言っているのだから、大きな項目だから。この確かな学力の育成の中に連結が入っているのならば、違うのであれば制度できるのだから、町長、教育長が議論して必要であれば入れてくださいと、大綱なのだから。そういうことだから、前段で意見を聞いて下さいと意見を聞いたときに、あなた方がそういう会議なら反映してくれる。メモして整理してそういうことを

いっているのですよ。きょうばかりではなくてほかのものもあるよ。別の形だから公に言うけど、そういうことです。それと、社会教育については、それをどうして今、そういう現状であるのならばここでいう文言もよくわからないのだけれど、ここに大綱として将来を見越して、そういうことも考えていかないといけないなということを示唆するためにも、何らかの抽象的になるけど、そういう文言で議論して入れたらどうですかと言っているのですよ。その2点。

○委員長（小西秀延君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） 前田委員のご意見は理解しました。小中一貫ということで、連結の取り組みをきちんと5年間の中でやっていくということが先決なのかなというところもございまして、今まで継続してきた連結、これから始まるコミュニティ・スクールを踏まえた中でやっていきたいなという思いで先ほどお答えしたのですけれど、前田委員の意見は一貫校についても検討していくべきだということでしたので、持ち帰って話しをさせていただければと思います。

○委員長（小西秀延君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 前田委員のおっしゃっていることは私も承知しております。持ち帰りまして協議させていただきます。ありがとうございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑おもちの方。大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） この大綱の原案をつくりますよね。基本的にはつくるプロセス、案を事務方がつくって町長が親方で、そこで議論して決めていくような中身になっているのですか。つくり方のプロセスです。

○委員長（小西秀延君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） 形上、教育委員会、事務方で原案、素案というものをつくりまして、その中で教育長、総務課と企画課のほうにも見てもらったりして、職員のほうで原案、案までつくって、それを総合教育会議、首長と教育委員さんのいる会議にかけて、パブリックコメントをかけましょうという段階の案としています。その後、今、社会教育委員さんですとか学校長、学校の管理職に意見を求める形で出していまして、パブリックコメントなり議会、委員会でも説明させていただきましたけど、意見を踏まえてもう一度直しを入れ、その中で3月24日の総合教育会議の中で首長と教育委員さんを入れて最終決定にしましょうという流れにしています。

○委員長（小西秀延君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 例えば総合教育会議の中で大幅に方向が変わるとかそういうような状況が、もし差支えなかったら、あったかどうか。中身がどうかではなくて、総合教育会議の中で事務方がつくっていたものが大幅に変わったことはありますか。

○委員長（小西秀延君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） 大きくは変わっていないですけど、内容を言いますと、小学校適正配置のところで、学校跡地の検討という文言が入っていたのですけれど、そういうのは教育大綱にはふさわしくないのではないのかというところですか。あとは全体的に教育の方向としてこういうことが必要だよというような意見、これの中で網羅されているお話でしたので、ここにはこういうことが入っていますよと説明を加えながら、原案から案としたという状況です。

○委員長（小西秀延君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 総合教育会議というのは公の会議ですよ。議事録などは取られているのですか。もし取られているのであれば、それは我々が見ることができますか。

○委員長（小西秀延君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） 会議は公開原則としていますし、議事録も作成しております。ホームページにも掲載させてもらっています。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。吉田委員。

○委員（吉田和子君） どうも御苦労さまです。先ほどの資料1の中の説明に、これは法の改正によって首長と一緒に加わってつくっていくことは、方向性の転換ということもあると思うのですが、これはあくまでも基本計画であり大綱ですので、これを中心に、最後にあるこれを毎年検証・評価して、その後事業に役立てていく必要があると書かれているのですが、この資料1の中で、今までは第5次総合計画に基づいて各年度に教育長が執行方針を発表して、1年間の方向性を打ち出してやっていますよね。これができたことで教育長の執行方針がなくなるわけではないと思うのですが、基本の大綱にのっかって、この年は何をやるかと具体的なものを教育長が町長も入って決めた大綱の中から、具体的なものを1年1年の打ち出して行って、それをまた検証してやっていく形になるのかなと捉えていたのですが、そうではないのですか。それでいいですか。

○委員長（小西秀延君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） 吉田委員のおっしゃるとおりでして、例えば総合計画に例えますと、基本構想と基本計画のところぐらいまでということで、あと各年度については教育行政執行方針で、このような施策をこしやっていきますよと、今でも変わりありません。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。ないようであれば以上をもちまして教育推進基本計画教育大綱（案）については終了させていただきます。

続けて本日最後のテーマになります、ふるさと体験館「森野」設置条例の廃止について担当課からご説明願いたいと思います。武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） ふるさと体験館「森野」廃止についてご説明させていただきます。平成15年3月に閉校となりました森野小・中学校の旧校舎をどのように活用するか、山岳会や飛生会、森野町内会、町、町教委の代表者らが「旧森野小中学校・こだま園周辺跡地利用検討会」をもち、跡地の利用・活用、料金設定の方法、施設の管理運営体制などを協議してまいりました。伝統ある旧森野小・中学校及びその周辺施設を活用し、森野地区の景観並びに学舎としての歴史的価値を踏まえ、ふるさとを創出できる豊かな自然や歴史をもって住民の生涯学習活動の推進に寄与するため、平成16年6月ふるさと体験館「森野」は設置されました。管理は当初から町体育協会に委託。21年度からは「指定管理者制度」により同協会が運営してまいりましたが、施設の老朽化と利用者の減少によりまして23年度末をもってその利用を休止しているところでございます。1. 設置条例廃止にかかる説明でございます。ふるさと体験館「森野」は平成16年6月に開館し一般財団法人白老町体育協会が指定管理者として運営を行ってきたものでありますが、施設の老朽化と利用者の減少により平成23年度末をもって利用休止に至っております。その後も利活用についてのめどが残念ながら立たないため、ふるさと体験館「森野」の用途を廃止するため本条例を廃止したいというふうに考えました。2. 該当条例ふるさと体験館「森野」設置条例、4ページから7ページま

でご参照いただければと思います。

続いて2ページ目にまいります。3. 利用状況でございます。平成16年度から平成20年度までは、先ほど申しましたとおり管理業務委託により体育協会が5年間取り仕切っておりました。施設の利用人数につきましては記載のとおり、それから施設使用料収入につきましては記載のとおりです。また、それにかかりました委託料につきましては記載のとおりで、これは千円の単位にさせていただいております。また、平成21年度から3年間につきましては管理運営業務を同じく一般財団法人白老体育協会に指定管理者にして委託しております。平成21年利用人数は1,765人、収入は指定管理者の収入ということで59万円、委託料は567万7,000円、平成22年度、平成23年度は記載のとおりでございます。この8年間平均しますと利用人数は年間1,600人、施設の使用料収入につきましては43万2,000円、委託料の平均でございますけれども576万円というふうになるということでございます。ここで休止に至りました問題点や現在かかえている課題についてですけれども、この施設はあくまでも宿泊施設ではなかったというようなことです。またシャワールームなどの入浴施設をもっておりません。建設後48年を経過し老朽化しております。また大規模修繕を行うには財政的にもなかなか困難でございます。それと白老町の町民が使うには、やはり20キロ奥ということで遠かったのかと、また夏場に比べますと、この時期においての、冬場の利用が誠に少なかったということが言えると思います。5番目、休止前後の状況ですけれども、主な経緯といたしましては、平成23年10月TOBIU会の国松代表、これは国松希根太代表ですけれども、あと、当時の教育長、教育部長が協議を行いました。まちのほうから提示しましたのは、まちにおいては、老朽化が著しい飛生アート建設後66年を迎えておりますが、これ以上維持管理していくことは困難であると、したがって体験館「森野」が今年度末をもって休止する計画があることから、交通の便等もよい「森野」への移転を検討願えないものかというような協議を行いました。それに対する回答といたしましては、飛生の森プロジェクトも動き出し、また芸術祭も定着するなど、飛生アートの認知度も高まってきました。やはり生まれ育ち愛着のある飛生を離れがたく、この場で活用を広げたいという考えでした。また、交通の便もよいのでぜひ「森野」への移動へということでお話はしましたが、認知度が上がって普段見学に訪れる人もふえ、この対応に非常に苦慮している。立地がよくなつては逆に困るのだと。また最後には、我々の活動には体験館「森野」のような大きな施設は必要でなく、あのような大きなところを預けられたところで維持はできないとのことで、体験館「森野」への代替移転を断念せざるを得なかったというような経緯がございます。3ページの6. 現状でございます。①現在、体験館「森野」につきましては歩くスキー同好会が体育協会からの委託というとおかしいですけれども、お願いによりまして、冬季間における歩くスキーコース（マタルコース）造成のための草刈り等の整備を毎年秋に実施しまして、1月から3月までは利用者へのスキー指導やスキー板・靴などの無料レンタルなどで事業化しています。また東側斜面はソリ遊びなどで町民にも利用されているところです。実際に「森野」の中にあるものとしましては②旧玄関内にはスキー板や靴などが約30セットぐらいあります。③車庫内にはスノーモービル、これは歩くスキー同好会の所有でございますけれどもスノーモービルが1台あります。④旧体育館内には埋蔵文化財資料、もともとは旧社台公民館が整備事務所だった時期に集めたものですが、23年度「森野」に移設して、その資料が体育館の中に山積みされております。⑤旧体験館内には机、椅子、寝具、食器、テントがそのままにな

っております。7. 町教委の考え方でございます。施設は昭和42年に建設され、すでに48年を経過しております。老朽化は著しく、随所に雨漏り等も見受けられます。仮に施設を教育財産として活用するのであれば、全体的な改修が必要であります。②関係する山岳会、歩くスキー同好会、スキー連盟、町体育協会、蔵、サリカリアなど関係団体から意見をお聞きしましたがけれども、建物自体の経年劣化が進んでおり、雨漏りや危険箇所も散見されることから、現状のままでの活用は困難として、用途の廃止はやむを得ないというような考え方をいただきました。このことから教育委員会といたしましては、3月の定例会に条例の廃止をお願いした後、設置条例、施行規則を廃止しまして、教育財産から普通財産に戻し、速やかに「公共施設等総合管理計画」策定委員会や政策検討会議によって検討することにしたと思いますけれど、今のところ残念ながらまちにおける維持は困難であると考えるところですので、基本的には民間売買、あるいは解体の方向でというふうにご考えているところでございます。最後に8番目、土地及び建物一覧でございます。8ページに簡単な地図等を載せておりますけど、土地につきましては森野62番地2、学校用地でございます。背面の原野、森野62番地3で4万4,871平方メートルあります。建物は62番地2、旧森野小中学校・福祉施設合わせて6棟、62番地3に教員住宅2棟がございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（小西秀延君） ただいま担当課から説明ございましたが質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。吉田委員。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ないようであれば以上でふるさと体験館「森野」設置条例の廃止について終了させていただきたいと思っております。

---

### ◎閉会の宣言

○委員長（小西秀延君） それでは以上をもちまして本日のテーマ全て終了させていただきました。総務文教常任委員会協議会を閉会させていただきます。おつかれさまでした。

（午後 5時13分）